

ブラックバス等の再放流禁止に係る検討の経過

時期	内容
H14年8月～ (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ・「外来魚問題公開討論会」「外来魚の生息域拡大防止規制に係る意見を聴く会」を開催 ・第180回、第181回の内水面漁場管理委員会で討議
H15年4月22日 (2003)	<p>第182回 内水面漁場管理委員会 平成15年6月1日からのリリース禁止を決定</p> <p>※指示の内容 「ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）又はブルーギルを採捕した者は、採捕したブラックバス又はブルーギルを、採捕した水域に再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。」</p>
H15年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・田中知事は、5月18日開催された（財）日本釣振興会主催「日本の川（湖）と魚を考える」シンポジウム（須坂市）に出席。その議論を踏まえ、委員会指示について、「実効性、有効性が明確でない。」との理由で、6月1日からの実施を延期する考えを示した。これを受けて、県は内水面漁場管理委員会にリリース禁止の実施延期を要請した。
H15年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・内水面漁場管理委員会は、県からの要請を受けてリリース禁止の実施延期を決定。
H17年6月1日 (2005)	<p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）施行</p>
H18年1月12日 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・第17期長野県漁場管理委員会委員になって初回となる第191回内水面漁場管理委員会において、今後の外来魚対策についてリリース禁止についての委員会指示の見直しを含めた検討を行うことを決めた。
H18年6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・第192回内水面漁場管理委員会で、諏訪湖の外来魚対策の現状を視察
H18年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会事務局が外来生物法の飼養等の許可を受けている西湖、河口湖及び山中湖における外来魚流出防止対策の状況について現地調査を行った。
H18年9月6日 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・内水面漁場管理委員が、青木湖、中綱湖、木崎湖及び農具川におけるブラックバス等外来魚の生息状況及び漁協の外来魚対策の現状を視察
H18年11月30日	<p>第193回委員会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本釣振興会長長野県支部からの委員の発言について抗議文 ・日本魚類学会からリリース禁止指示の実施要望書 ⇒再放流禁止に係る委員会指示の早期実施を要望 ・新潟県のNPOから関川へのコクチバス流出の情報 ⇒関川一之橋下流（関川と池尻川の合流付近）でコクチバスを1尾捕獲
H19年2月8日 (2007)	<p>第194回委員会を開催 （漁業代表者、採捕代表者、学識経験者それぞれ2名の計6人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来魚小委員会の設置を決定

時期	内容
H19年6月7日	第1回小委員会を開催 ・国と県の考え方、リリース後の死亡率、他県の状況について議論
H19年7月12日	第195回委員会を開催。 ・日本釣振興会長長野県支部、長野県釣団体協議会から指示反対の要望書 ・長野県漁業協同組合連合会から指示の早期実施の要望書
H19年9月20日	第2回小委員会を開催 ・本委員会へ、以下の両論併記で意見提出を行うことを決定 →全水域を対象にリリース禁止指示を出す：2名 →一部水域を除いて、リリース禁止指示を出す：4名
H19年12月5日	第196回委員会を開催 ・リリース禁止の解除規定を盛り込んだ指示内容を決定
H20年2月13日 (2008)	第197回委員会を開催 ・再放流禁止指示の解除申請についての審査基準を決定 ・当該水路と接続する水路（流出水路に限る）との接続部に、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルが容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。ただし、当該水路又は当該水路と当該水域の接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない
H20年3月21日	長野県内水面漁場管理委員会指示第8号により再放流禁止を指示 ・平成20年6月1日以降(野尻湖、木崎湖にあつては平成20年12月1日以降)再放流禁止
H20年7月22日	第198回委員会を開催 ・審査基準への適合性について、(1)逸出防止施設について、(2)施設の管理体制について、(3)逸出魚の監視体制の判断基準を決定 ・指示解除の期間を3年間に決定
H20年9月16日	第199回委員会開催 ・野尻湖漁協から「オオクチバス等再放流解除申請書(案)」が提出され事前審査が行われ、施設が河川法の許可を得ることを条件に、申請書(案)を承認
H20年11月21日	・内水面漁場管理委員会による野尻湖の逸出防止施設の現地確認
H20年12月4日	・野尻湖漁協「オオクチバス等再放流禁止解除申請書」を提出
H20年12月17日	第200回委員会開催 ・野尻湖においてオオクチバス・コクチバスの再放流禁止指示の解除を決定
H21年2月12日	長野県内水面漁場管理委員会指示第10号により、野尻湖のオオクチバス・コクチバスを対象に、委員会指示第8号(再放流禁止)を解除
H24年2月16日 (2012)	第209回委員会開催 ・平成24年4月1日から3年間(第2期)の指示解除を決定。 ・審査基準、判断基準は変更なし

時期	内容
H27年2月6日 (2015)	第219回委員会開催 ・平成28年4月1日から3年間(第3期)の指示解除を決定。 ・審査基準は変更なし、判断基準は一部加筆
H30年2月7日 (2018)	第228回委員会開催 ・平成30年4月1日から3年間(第4期)の指示解除を決定。 ・審査基準は変更なし、判断基準は第3期から変更なし
R3年2月4日 (2021)	第237回委員会開催 ・審査基準は変更なし、判断基準は一部加筆。 ⇒会長一任により、令和3年4月1日から3年間(第5期)の指示解除を決定